



福岡県医発第 1226 号（総）

平成 22 年 9 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

平成 22 年国勢調査の実施について（お願い）

標記について、本年は国勢調査年となっており、10 月 1 日現在で全国一斉に国勢調査が実施されることから、別紙のとおり福岡県保健医療介護部から協力依頼がありました。

本調査は、原則として住居において調査することになっておりますが、① 3 か月以上入院又は入所している人 ② 入院又は入所している人で他に住居をもたない人については、その入院・入所先の施設で調査をすることになっております。

つきましては、本会第 16 回全理事会（H22. 9. 2）において協議の結果、本調査に協力することに決定いたしましたので、貴会におかれましても会員のご協力が得られますよう、貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、調査の方法等については市町村から各医療機関等へ直接連絡がありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

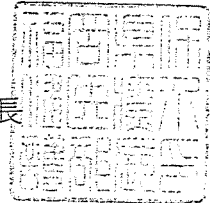
会長 蒲池 壽

22医指第1338号

平成22年8月6日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



平成22年国勢調査の実施に伴う協力方について（依頼）

本県の保健医療介護行政の推進についきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴職管下の医療施設等に対して本調査の目的を御周知いただき、協力方について御配慮いただきますようお願いいたします。

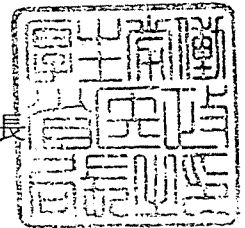


医政発 0709 第 1 号

平成 22 年 7 月 9 日

各都道府県知事 殿

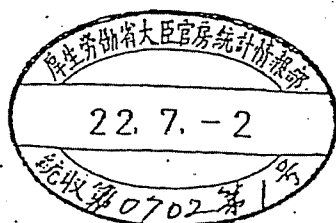
厚生労働省医政局長



平成 22 年国勢調査の実施に伴う協力方について（依頼）

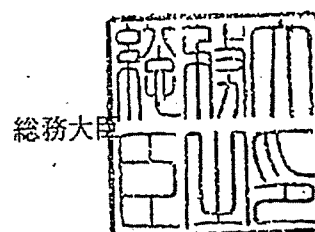
平成 22 年国勢調査が本年 10 月 1 日を期して実施されますが、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）第 2 条第 1 項の規程に基づき、医療施設に引き続き 3 月以上入院している者及び入院患者で他に住居を有しない者については、当該医療施設において調査することとなっております。

ついては、本調査の実施に当たり、これら医療施設の協力が必要であり、総務大臣から別添写しのとおり依頼があったので、貴職管下の医療施設の長に対し、本調査の目的を周知徹底されるとともに、協力方よろしくお取りはからい願います。



総統勢第 169 号の 6
平成 22 年 6 月 29 日

厚生労働大臣 殿



平成 22 年国勢調査への協力について（依頼）

総務省では、来る 10 月 1 日を期して全国一斉に平成 22 年国勢調査を実施します。
国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時現在、本邦に居住するすべての者を対象とするものであり、原則としてその住居において調査することとしています。

つきましては、国勢調査の実施及び調査場所の周知を図るため、国勢調査ポスターの掲示等について貴管下関係官署の協力が得られますよう御配慮をお願いします。

また、下記 1 及び 2 に該当する者については、それぞれの施設において調査することとしていますので、これらの者を対象とする調査の円滑な実施について、各施設の関係職員の協力が得られますよう御配慮をお願いします。

下記 3 に該当する者については、その旅館・ホテルにおいて調査することとしていますので、調査の円滑な実施について、貴管下関係機関及び団体から各旅館・ホテルに対する調査への協力の要請について併せてよろしくお取り計らい願います。

なお、国勢調査は、地方公共団体を通じて行うため、都道府県及び市町村から当該地域にある貴管下関係官署への協力依頼等があった場合は、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。調査の方法等については、市町村から各施設及び旅館・ホテルに連絡することとしておりますことを申し添えます。

記

1 病院、療養所、診療所等の医療施設又は老人保健施設において調査対象となる者

(1) 3か月以上入院又は入所している者

(2) 入院又は入所している者で他に住居を有しない者

2 救護施設、養護老人ホーム、母子寮等の社会福祉施設において調査対象となる者

(1) 入所してから3か月以上住んでいる者又は住む予定の者

(2) 入所している者で他に住居を有しない者

3 旅館・ホテルの宿泊者のうち、旅館・ホテルにおいて調査対象となる者

(1) 3か月以上滞在している者又は滞在する予定の者

(2) 自宅を離れている期間が3か月以上になる者又はなる予定の者

(3) 仕事の関係などで住居の一定しない者又は他に住居を有しない者